

拡声放送に関する規制の 見直しについて

平成29年9月4日
函館市環境部環境対策課

1 拡声放送の規制の見直しの基本的方向性について

第2回検討委員会における指摘事項

拡声放送について、多くのことを検討するため、拡声放送の実態、拡声放送の苦情内容、定置式拡声放送と移動式拡声放送の規制、放送禁止の時間、拡声放送に係る音量、測定方法、規制によらないルールの可能性について資料の整理を行うこと。



国から示された考え方を基本とし、市内の現状を考慮して市条例の見直しを行う。

○「商業宣伝等の拡声機放送に係る騒音の規制等対策について」平成元年6月 環境庁

拡声機放送に係る騒音については、公害防止条例による規制等の措置がすべての地方公共団体において十分に実効を上げているとは必ずしも言えず、繁華街での商業宣伝放送や住宅地での移動販売車等による拡声機放送に係る騒音に対する適切な規制を求める世論の高まりもあり、環境庁が検討会を設置し、その検討結果に基づき、商業宣伝等の拡声機放送に係る騒音の規制等の対策が十分に効果を上げ得るよう、その対策の考え方について取りまとめたもの。

○「拡声機騒音防止の手引」平成2年9月 環境庁

小さな音でも聞く人にとって不必要な場合、同じ音の大きさ(工場の騒音)以上に問題とされる場合があることから、条例による実効ある規制に加えて、拡声機を使用する人の騒音防止に関する知識を高め、拡声機の適正な使用方法を普及していくことが必要との観点から、環境庁が検討会を設置し、拡声機を使用する人にとって役立つよう具体的、実際的な手引きとして取りまとめたもの。

3

2 拡声放送に関する現行規制の概要について

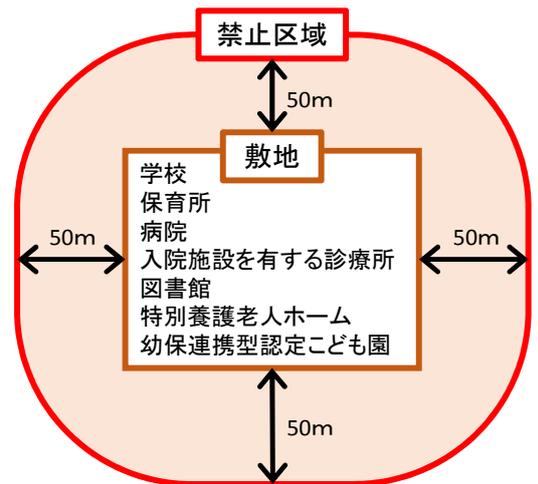
拡声放送の制限 [条例第31条]

- ① 商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送の禁止区域を設定(右図)
- ② 何人も、航空機から機外に向けて拡声放送を行ってはならない。
- ③ 何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則別表第8(下表)で定める事項を遵守しなければならない。

※ ③の拡声放送は、次に掲げるとおりとする。

- ア 拡声機(携帯用のものおよび拡声機を内蔵する音響機器類を除く。)を屋外において使用する放送
- イ 拡声機を屋内に設置して屋外に向けて使用する放送(拡声機が家屋の外壁から屋内に2メートル以上の距離に設置している場合を除く。)

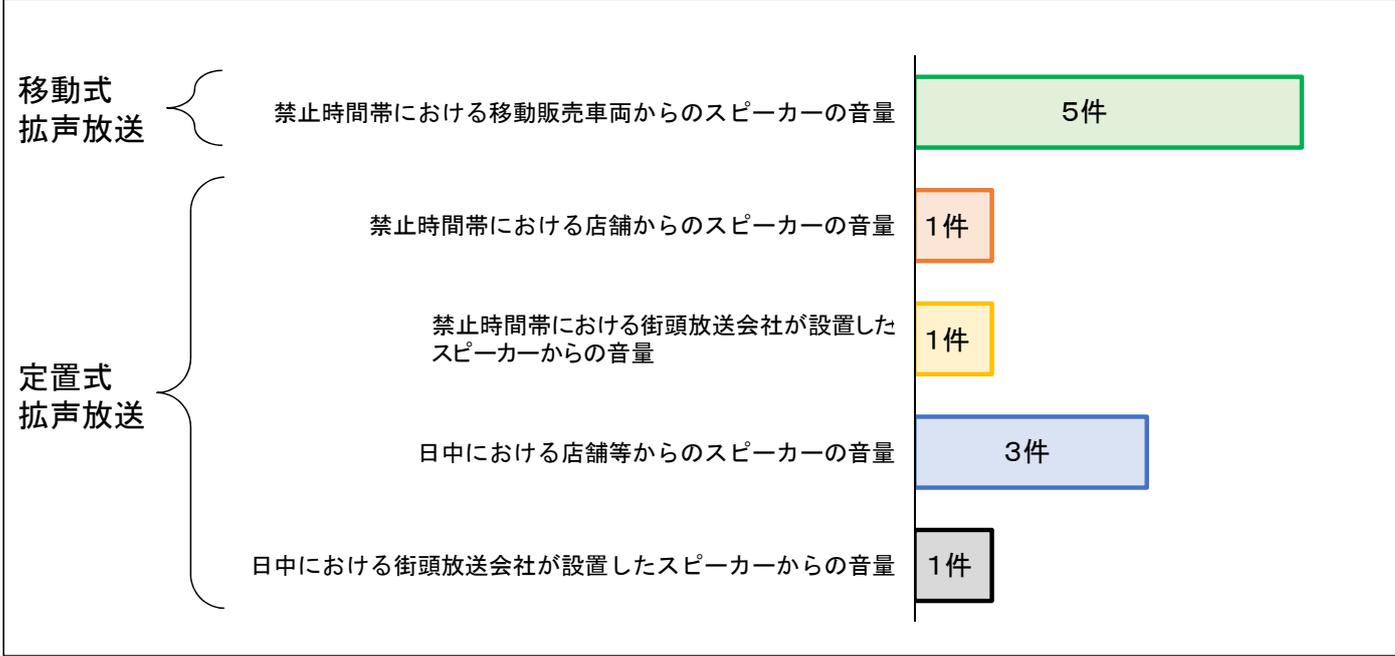
商業宣伝を目的とした
拡声放送の禁止区域



拡声放送に係る基準 [規則別表第8]

区域区分	時間区分	午前8時から午後7時(第3種区域においては午後10時)まで	摘要
第1種区域		50デシベル	午後7時(第3種区域においては午後10時)から翌日の午前8時まででは使用しないこと。
第2種区域		60デシベル	
第3種区域		70デシベル	
第4種区域		70デシベル	

3 拡声放送に関する苦情について(平成18~27年度)



4 拡声放送の規制の見直しについて

	現行	改正案
1 音量基準の適用 (移動式拡声放送)	第1種区域・・・50dB 第3種区域・・・70dB 第2種区域・・・60dB 第4種区域・・・70dB	・移動時 ・音量等の基準を適用しない ・停止時 ・停車時における連続放送の禁止 (10分間ルール)
2 禁止区域	・学校, 保育所, 病院, 入院施設を有する診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周辺50m以内の区域	・学校, 保育所, 病院, 入院施設を有する診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周辺50m以内の区域 ・騒音に係る規制区域の第1種, 第2種区域(定置式拡声放送のみ)
3 適用除外	・行政上の目的で行う放送 ・災害時における広報の目的で行う放送 ・選挙運動の目的で行う放送 ・商業宣伝以外の目的で一時的に行う放送	・行政上の目的で行う放送 ・災害時における広報の目的で行う放送 ・選挙運動の目的で行う放送 ・商業宣伝以外の目的で一時的に行う放送 ・運動会, 祭礼, イベント, 地域慣習(例:イカ売り)
4 拡声放送を行う者の責務	なし	「何人も拡声放送を行うことにより周辺の静穏を害することのないよう努めなければならない。」との趣旨の責務規定を新設
5 届出制度	商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制	届出制の廃止
6 禁止時間帯	午後7時(第3種区域では午後10時)から翌日の午前8時まで	現行どおり
7 音量の許容限度	第1種区域・・・50dB 第3種区域・・・70dB 第2種区域・・・60dB 第4種区域・・・70dB	
8 測定方法	拡声機直下から15mの地点(15m以内に人の居住する建築物がある場合は, その敷地境界)における最大値	

7

4-1 移動式拡声放送に係る音量等の基準の適用の見直しについて

＜改正案＞（商業宣伝を目的とした移動式拡声放送のみ）

○移動中は音量に関する規制を適用しない

[改正の理由]

- ・ 車両の移動に伴って拡声放送を行う者に規制区域の区分を認識させるのは困難であること。
- ・ 定置式拡声放送に比べて一般的に影響が一時的であること。

○停車時における連続放送の禁止（10分間ルール）

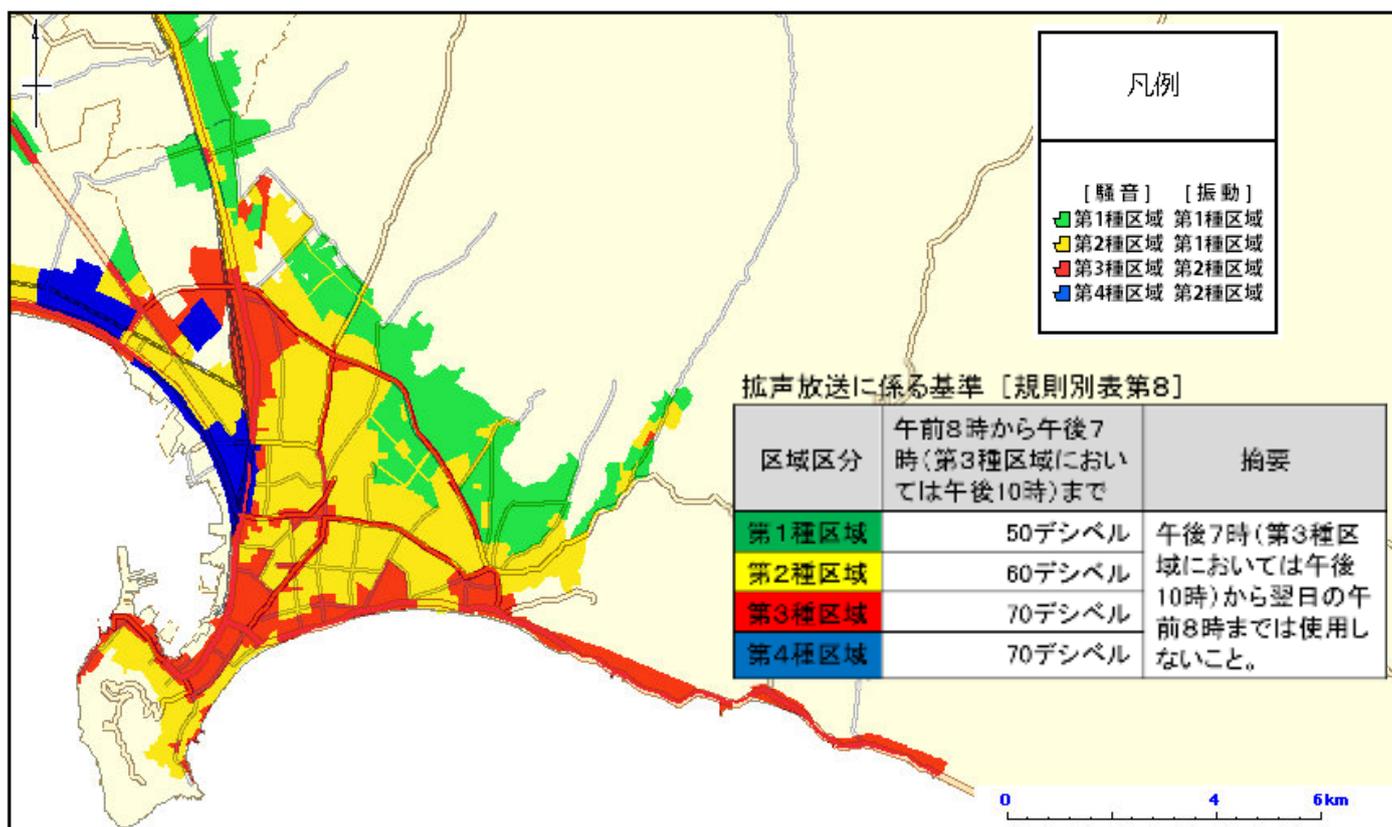
[改正の理由]

- ・ 移動式拡声放送は、その場所でその時に営業していることを伝達する必要性が相対的に高いが、住居地域において停車して繰り返し行われることは、周辺に与える影響が大きいことから北海道や札幌市の条例を参考に、停車時には拡声機の1回の放送時間を10分以内とし、1回放送するごとに10分以上休止するルールを取り入れる。



9

騒音・振動規制地域区域区分図



4-2 商業宣伝を目的とする定置式拡声放送 の禁止区域の見直しについて

<改正案>

学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周辺50m以内の禁止区域

○騒音に係る規制区域の第1種、第2種区域を禁止区域として新たに追加(定置式拡声放送のみ)

第1種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域・・・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

[改正の理由]

- 定置式拡声放送は、一般に一定の場所で長時間行われるものであり、その周辺に与える影響には大きいものがあることから、これまでの放送禁止区域に新たに良好な住環境を保全するため静穏の保持を必要とする区域(第1種区域および第2種区域)を加え、当該区域での生活(音)環境の保全を図るべきと考える。
なお、現在設置されている定置式拡声放送機に対しては、猶予規定を設ける。

<苦情発生源の地域について(平成18~27年度)>

(単位 件)

住居		住居・商業・工業		工業
第1種区域	第2種区域	第3種区域		第4種区域
0	1(音量)	5(音量)		0

11

4-3 適用除外の見直しについて

<改正案>

行政上の目的で行う放送, 災害時における広報の目的で行う放送, 選挙運動の目的で行う放送, 商業宣伝以外の目的で一時的に行う放送

○運動会, 祭礼, イベント, 地域慣習(例:イカ売り)を適用除外に追加

[改正の理由]

- ・ 現在, 祭りやイベント等の拡声放送については, 現条例の適用除外規定のうち「商業宣伝以外の目的で一時的に行う放送」を適用しているが, 祭礼やイベントを行う者から拡声放送の時間帯や音量に関する問い合わせが多いこと, また, 他自治体では祭礼やイベントを適用除外として明確化していることから, 本市においても他自治体を参考に適用除外規定を明確化する。

13

<拡声放送による早朝の移動販売について>

○全国イカ水揚げ量上位5都市の状況(平成25~27年度)

市町村名	早朝の拡声放送使用の移動販売	苦情の有無
函館市	○	あり
釧路市	×	なし
羅臼町	×	なし
八戸市	×	なし
能登市	×	なし
宮古市	×	なし
石巻市	×	なし

○近隣市町およびイカ以外の早朝の移動販売の状況

市町村名	早朝の拡声放送使用の移動販売	苦情の有無
北斗市	○(イカ)	なし
七飯町	○(イカ)	なし
五所川原市	○(シジミ)	なし

4-4 拡声放送に関する責務

今回の見直しにより、今まで規制のかかっていた拡声放送のうち地域の祭礼やイベントなど一部規制がかからない拡声放送がでてくる。



拡声放送を行うことにより発生する音は、聞く側にとって拒みようがなく、放送を行う者の一存により音環境が支配されることになる。

したがって、規制されるか否かにかかわらず、拡声放送を行う側の自覚により、拡声放送は必要な場合のみ行い、その場合には騒音とならないよう適正な方法で行われなければならないと考えられる。



拡声放送を行う者の責務として

「何人も拡声放送を行うことにより

周辺の静穏を害することのないよう努めなければならない。」

との趣旨の規定を市条例に追加し、拡声放送を行う者に自覚をもたせ、一定のルールのもとに拡声放送が行われるよう促すこととする。

なお、市では、拡声放送を行う者の自覚を促すため、「拡声機騒音防止の手引き」を参考に、リーフレットを作成し、市のホームページに掲載する他、苦情等あった場合に活用する。

15

①拡声機の音は「騒音」となる場合があります。

- 騒音規制法は、「騒音の発生」を規制の対象とするが、騒音の発生が「騒音」となる場合がある。
- 騒音規制法は、騒音の発生を規制するが、騒音の発生が「騒音」となる場合がある。
- 騒音規制法は、騒音の発生を規制するが、騒音の発生が「騒音」となる場合がある。



②拡声機は本当に必要ですか(近所を悩ませないで)。

- 拡声機は本当に必要ですか(近所を悩ませないで)。
- 拡声機は本当に必要ですか(近所を悩ませないで)。
- 拡声機は本当に必要ですか(近所を悩ませないで)。



③拡声機や上手に使っていますか？

- 拡声機や上手に使っていますか？

④音が人を迷惑させませんか？

- 音が人を迷惑させませんか？

4-5 届出制の見直しについて

<改正案>

商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制を廃止

[改正の理由①]

- ・ 現行では拡声放送の実施時に届出することとなっているが、届出内容の変更や廃止を届け出る規定はない。

<届出の実態について>

	届出件数	備考
定置式拡声放送	82	主な設置場所は近隣商業地域
移動式拡声放送	60	届出の大半が昭和40年代後半から50年代前半

※ 市条例には、変更および廃止の届出の規定がないことから、届出件数はこれまでの累積したものである。

- ・ 商業宣伝を目的とする拡声放送が増加することは考えづらい。
平成28年末では、道内で街頭放送会社が拡声放送を行っている都市は、函館市の他、札幌市、小樽市、岩見沢市、旭川市、芦別市、帯広市の8か所であり、50年前の約2割程度まで減っている。

17

[改正の理由②]

- ・ 北海道や他都市でも届出制を実施しているところは少ない。

<市条例による拡声放送に関する届出制の状況>

		拡声放送を 規制している市	商業宣伝を目的とする拡声放送 を届出制としている市
道内主要都市	10市	6市	4市
中核市	48市	14市	2市

- ・ 届出制を実施していない自治体では、規制等の措置のみにより対策を行っている。

4-6・7・8 禁止時間帯・音量の許容限度・測定方法について → 変更しない

- <禁止時間帯> 午後7時(第3種区域では午後10時)から翌日の午前8時まで
- <音量の許容限度> 第1種区域・・・50dB
 第2種区域・・・60dB
 第3種区域・・・70dB
 第4種区域・・・70dB
- <測定方法> 拡声機直下から15mの地点(15m以内に人の居住する建築物がある場合は、その敷地境界)における最大値

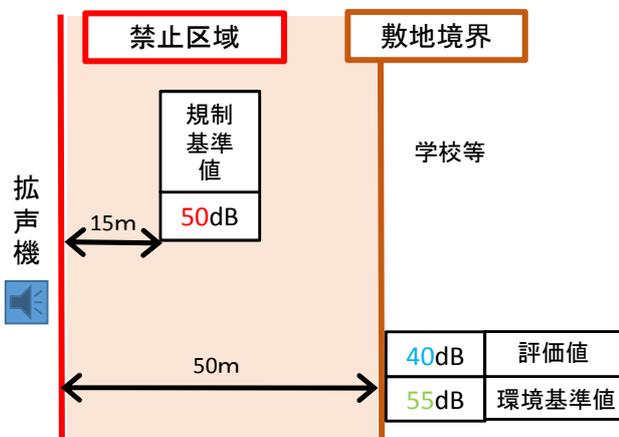
[変更しない理由]

- ・ 国から示された考え方を参考とし、現行の内容を検討したところ、国が示した案に沿った内容であり、今後においても規制するうえで妥当な内容である。

<音量の規制基準の妥当性についての検証>

- ・ 制定当時は他都市の規制基準を基に決定した。
- ・ 拡声放送の規制基準と禁止区域内の施設の環境基準への影響を比較した。

拡声放送の規制基準と禁止区域への影響(第1種区域)



第2種～第4種区域の評価 (単位 dB)

	規制基準	評価値	環境基準(昼間)
測定地点	音源から15m	音源から50m	-
測定値	最大値		Leq
第2種区域	60	50	55
第3種区域	70	60	60
第4種区域	70	60	60

※Leq: 等価騒音レベル(変動のある音の時間平均値)

- ・ 規制基準の最大値と環境基準(Leq)の関係は、最大値の方が大きい値を示す。
- ・ 評価値(最大値)と環境基準(Leq)では、評価値の方が低い値もしくは同等の値であることから環境基準を満たすこととなる。